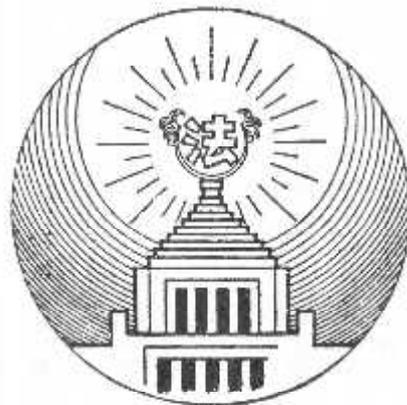


あたらしい憲法のはなし

もんぶしょう げんざい もんぶ かがくしょう
文部省（現在の文部科学省）

目次

一	憲法	P. 1～
二	民主主義とは	P. 4～
三	国際平和主義	P. 6～
四	主権在民主義	P. 6～
五	天皇陛下	P. 7～
六	戦争の放棄	P. 8～
七	基本的人権	P. 10～
八	国会	P. 11～
九	政党	P. 17～
十	内閣	P. 18～
十一	司法	P. 20～
十二	財政	P. 21～
十三	地方自治	P. 22～
十四	改正	P. 23～
十五	最高法規	P. 23～



底本：「あたらしい憲法のはなし」日本平和委員会
1972（昭和47）年11月3日初版発行
2004（平成16）年1月27日第38版

底本の親本：「あたらしい憲法のはなし」実業教科書株式会社
1947（昭和22）年7月28日同日翻刻印刷
1947（昭和22）年8月2日同日翻刷発行
1947（昭和22）年8月2日文部省検査済

※このファイルは、インターネットの図書館、[青空文庫 \(http://www.aozora.gr.jp/\)](http://www.aozora.gr.jp/) で作成された「あたらしい憲法のはなし」をもとに作成しています。

一 憲法

みなさん、あたらしい憲法 [日本国憲法] ができました。そうして昭和22年 [1947年] 5月3日から、私たち日本国民は、この憲法を守ってゆくことになりました [1946年 (昭和21年) 11月3日に公布 (文化の日)、1947年 (昭和22年) 5月3日に施行 (憲法記念日)]。このあたらしい憲法をこしらえるために、たくさんの人々が、たいへん苦心をなさいました。ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかごぞんじですか。じぶんの身にかかわりのないことのようにおもっている人はいないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。

国の仕事は、一日も休むことはできません。また、国を治めてゆく仕事のやりかたは、はっきりときめておかなければなりません。そのためには、いろいろ規則がいるのです。この規則はたくさんありますが、そのうちで、いちばん大事な規則が憲法です。

国をどういうふうに治め、国の仕事をどういうふうにやってゆくかということを決めた、いちばん根本になっている規則が憲法です。もしみなさんの家の柱がなくなったとしたらどうでしょう。家はたちまちたおれてしまうでしょう。いま国を家にたとえると、ちょうど柱にあたるものが憲法です。もし憲法がなければ、国の中におおぜいの人がいても、どうして国を治めてゆくかということがわかりません。それでどこの国でも、憲法をいちばん大事な規則として、これをたいせつに守ってゆくのです。国でいちばん大事な規則は、いいかえれば、いちばん高い位にある規則ですから、これを国の「最高法規」というのです。

ところがこの憲法には、いまおはなししたように、国の仕事のやりかたのほかに、もう一つ大事なことが書いてあるのです。それは国民の権利の事です。この権利の事は、あとでくわしくおはなししますから、ここではただ、なぜそれが、国の仕事のやりかたをきめた規則と同じように大事であるか、ということだけをおはなししておきましょう。

みなさんは日本国民のうちのひとりです。国民のひとりひとりが、かしこくなり、強くならなければ、国民ぜんたいがかしこく、また、強くなれません。国の力のもとは、ひとりひとりの国民にあります。そこで国は、この国民のひとりひとりの力をはっきりとみとめて、しっかりと守ってゆくのです。そのために、国民のひとりひとりに、いろいろ大事な権利があることを、憲法できめているのです。この国民の大事な権利のことを「基本的人権」というのです。これも憲法の中に書いてあるのです。

そこでもういちど、憲法とはどういうものであるかということをおしえておきます。憲法とは、国でいちばん大事な規則、すなわち「最高法規」というもので、その中には、だいたい2つのことが記されています。その1つは、国の治めかた、国の仕事のやりかたをきめた規則です。もう1つは、国民のいちばん大事な権利、すなわち「基本的人権」をきめ

た規則きそくです。このほかにまた憲法けんぽうは、その必要ひつようにより、いろいろのことをきめることがあります。こんどの憲法けんぽうにも、あとでおはなしするように、これからは戦争せんそうをけっしてしないという、たいせつなことがきめられています。

これまであった憲法けんぽう [大日本帝国憲法だいにっぽんていこくけんぽう] は、明治22年めいじ ねんにできたもの [1889年ねん (明治22年めいじ ねん) 2月11日がつ ひ ころふに公布こくぷ、1890年ねん (明治23年めいじ ねん) 11月29日がつ ひ しこうに施行しこう] で、これは明治天皇めいじてんのうがおつくりになって、国民こくみんにあたえられたものです [欽定憲法きんていけんぽう]。しかし、こんどのあたらしい憲法けんぽう (日本国憲法にほんこくけんぽう) は、日本国民にほんこくみんがじぶんでつくったもので、日本国民にほんこくみんぜんたいの意見いけんで、自由じゆうにつくられたものであります (民定憲法みんていけんぽう)。この国民こくみんぜんたいの意見いけんを知るために、昭和21年しやうわ ねん (1946年ねん) 4月10日がつ と お かに総選挙そうせんきよが行われ、あたらしい国民こくみんの代表だいひやうがえらばれて、その人々ひとびとがこの憲法けんぽうをつくったのです。それで、あたらしい憲法けんぽうは、国民こくみんぜんたいでつくったということになるのです。

みなさんも日本国民にほんこくみんのひとりです。そうすれば、この憲法けんぽうは、みなさんのつくったものです。みなさんは、じぶんでつくったものを、大事だいじになさるでしょう。こんどの憲法けんぽうは、みなさんをふくめた国民こくみんぜんたいのつくったものであり、国くにでいちばん大事な規則きそくであるとするならば、みなさんは、国民こくみんのひとりとして、しっかりとこの憲法けんぽうを守ってゆかなければなりません。そのためには、まずこの憲法けんぽうに、どういうことが書いてあるかを、はっきりと知らなければなりません。

みなさんが、何かゲームのために規則きそくのようなものをきめるときに、みんないっしょに書いてしまつては、わかりにくいでしょう。国の規則きそくもそれと同じで、1つ1つ事柄ことばにしたがつて分けて書き、それに番号ばんごうをつけて、第何条だいなんじやう、第何条だいなんじやう というように順々じゆんじゆんに記します。こんどの憲法けんぽうは、第1条だいいちじやう から第103条だひやくさんじやう まであります。そうしてそのほかに、前書まえがきが、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文ぜんぶん」といいます。

この前文ぜんぶんには、だれがこの憲法けんぽうをつくったかということや、どんな考えかんがでこの憲法けんぽうの規則きそくができているかということなどが記されています。この前文ぜんぶんというものは、2つのはたらきをするのです。その1つは、みなさんが憲法けんぽうをよんで、その意味いみを知ろうとするとき、手びきになることです。つまりこんどの憲法けんぽうは、この前文ぜんぶんに記されたような考えかんがからできたものですから、前文ぜんぶんにある考えかんがと、ちがったふうにならなければなりません。もう1つのはたらきは、これからさき、この憲法けんぽうをかえるときに、この前文ぜんぶんに記された考えかんが方かたと、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。



それなら、この前文の考えというのはなんでしょう。いちばん大事な考えが3つあります。それは、「民主主義」と「国際平和主義」と「主権在民主主義」です。「主義」という言葉をつかうと、なんだかむずかしく聞こえますけれども、少しもむずかしく考えることはありません。主義というのは、正しいと思う、もののやりかたのことです。それでみなさんは、この3つのことを知らなければなりません。まず「民主主義」からおはなししましょう。

【日本国憲法の三原則】

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義

【国民の三大義務】

普通教育を受けさせる義務（第26条第2項）

勤労の義務（第27条第1項）

納税の義務（第30条）

二 民主主義とは

こんどの憲法の根本となっている考えの第1は民主主義です。ところで民主主義とは、いったいどういうことでしょうか。みなさんはこのことばを、ほうぼうで聞いたでしょう。これがあたらしい憲法の根本になっているものとすれば、みなさんは、はっきりとこれを知っておかなければなりません。しかも正しく知っておかなければなりません。

みなさんがおおぜいあつまって、いっしょに何かするときのことを考えてごらんください。だれの意見で物事をきめますか。もしもみんなの意見が同じなら、もんだいはありません。もし意見が分かれたときは、どうしますか。ひとりの意見できめますか。2人の意見できめますか。それともおおぜいの意見できめますか。どれがよいでしょう。ひとりの意見が、正しくすぐれていて、おおぜいの意見がまちがっておとっていることもあります。しかし、そのはんたいのことがもっと多いでしょう。そこで、まずみんなが十分にじぶんの考えをはなしあったあとで、おおぜいの意見で物事をきめてゆくのが、いちばんまちがいが無いということになります。そうして、あとの人は、このおおぜいの人の意見に、すなおにしたがってゆくのがよいのです。このなるべくおおぜいの人の意見で、物事をきめてゆくことが、民主主義のやりかたです。

国を治めてゆくのもこれと同じです。わずかの人の意見で国を治めてゆくのは、よくないのです。国民ぜんたいの意見で、国を治めてゆくのがいちばんよいのです。つまり国民ぜんたいが、国を治めてゆくゆくこれが民主主義の治めかたです。

しかし国は、みなさんの学級とはちがいます。国民ぜんたいが、ひとところにあつまって、そうだんすることはできません。ひとりひとりの意見をきいてまわることもできませ

ん。そこで、みんなの代わりになって、国の仕事のやりかたをきめるものがなければなりません。それが国会です。国民が、国会の議員を選挙するのは、じぶんの代わりになって、国を治めてゆく者をえらぶのです。だから国会では、なんでも、国民の代わりである議員のおおぜいの意見で物事をきめます。そうしてほかの議員は、これにしがいます。これが国民ぜんたいの意見で物事をきめたことになるのです。これが民主主義です。ですから、民主主義とは、国民ぜんたいで、国を治めてゆくことです。みんなの意見で物事をきめてゆくの、いちばんまちがいがないのです。だから民主主義で国を治めてゆけば、みなさんは幸福になり、また国もさかえてゆくでしょう。

国は大きいので、このように国の仕事を国会の議員にまかせてきめてゆきますから、国会は国民の代わりになるもの、この「代わりになる」ということを「代表」といいます。まえに申しましたように、民主主義は、国民ぜんたいで国を治めてゆくことですが、国会が国民ぜんたいを代表して、国のことをきめてゆきますから、これを「代表制民主主義〔議会制民主主義・間接民主制〕」のやりかたといえます。

しかしいちばん大事なことは、国会にまかせておかないで、国民が、じぶんで意見をきめることがあります。こんどの憲法でも、たとえばこの憲法をかえるときは、国会だけできめないで、国民ひとりひとりが、賛成か反対かを投票してきめることになっています。このときは、国民が直接に国のことをきめますから、これを「直接民主主義〔直接民主制〕」のやりかたといえます。あたらしい憲法は、代表制民主主義と直接民主主義と、2つのやりかたで国を治めてゆくことにしていますが、代表制民主主義のやりかたのほうが、おもになっていて、直接民主主義のやりかたは、いちばん大事なことにかぎられているのです。だからこんどの憲法は、だいたい代表制民主主義のやりかたになっているといってもよいのです。

みなさんは日本国民のひとりです。しかしまだこどもです。国のことは、みなさんが20歳〔現在は18歳<平成28年6月19日以後>〕になって、はじめてきめてゆくことができるのです。国会の議員をえらぶのも、国のことについて投票するのも、みなさんが20歳〔現在は18歳〕になってはじめてできることです。みなさんのおにいさんや、おねえさんには、20歳〔現在は18歳〕以上の方もおいででしょう。そのおにいさんやおねえさんが、選挙の投票にゆかれるのをみて、みなさんはどんな気がしましたか。いまのうちに、よく勉強して、国を治めることや、憲法のことなどを、よく知っておいてください。もうすぐみなさんも、おにいさんやおねえさんといっしょに、国のことを、じぶんできめてゆくことができるのです。みなさんの考えとはたらきで国が治まってゆくのです。みんながなかよく、じぶんで、じぶんの国のことをやってゆくくらい、たのしいことはありません。これが民主主義というものです。

民主主義とは？

みんなの意思を尊重（個人の尊重）し、みんなで話し合い、決定するやり方。

* 多数決の原理：多数の意見に従うこと。

* 少数意見の尊重：民主政治においては、最終的意思決定を多数決によらざるをえなが、討議の過程においては少数意見であっても尊重し、合意を形成する努力が払われなければならないということ。

* 少数意見：多数決によって議決を行った場合、これに反対する少数派の意見のこと。

* 直接民主制：全員が政治に参加し、決定する制度。

古代ギリシャのアテネ→市民による民会が最高決定機関。

日本→憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査など

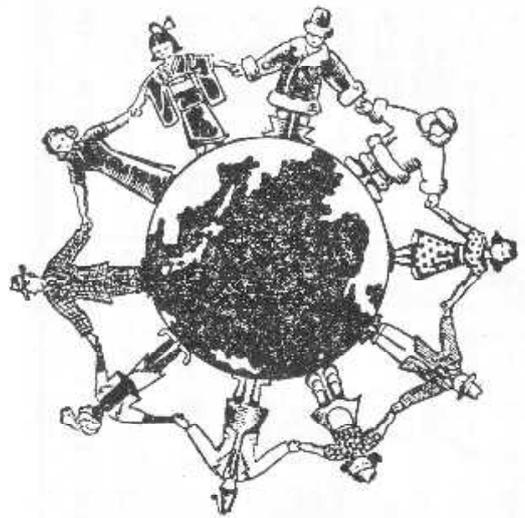
地方自治での各種の直接請求制度。

* 間接民主制：国民が代表者を選んで、その代表者によって、議会を構成して政治を行う制度（代表民主制）。

憲法前文「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し…」

三 国際平和主義

国の中で、国民ぜんたいで、物事をきめてゆくことを、民主主義といましたが、国民の意見は、人によってずいぶんちがっています。しかし、おおぜいのほうの意見に、すなおにしたがってゆき、またそのおおぜいのほうも、すくないほうの意見をよくきいてじぶんの意見をきめ、みんなが、なかよく国の仕事をやってゆくのでなければ、民主主義のやりかた [多数決の原理と少数意見の尊重] は、なりたたないのです。



これは、1つの国について申しましたが、国と国との間のことも同じことです。じぶんの国のことばかりを考え、じぶんの国のためばかりを考えて、ほかの国の立場を考えないでは、世界中の国が、なかよくしてゆくことはできません。世界中の国が、いくさをして、なかよくやってゆくことを、国際平和主義といいます。だから民主主義ということは、この国際平和主義と、たいへんふかい関係があるのです。こんどの憲法で民主主義のやりかたをきめたからには、またほかの国にたいしても国際平和主義でやってゆくということになるのは、あたりまえであります。この国際平和主義をわすれて、じぶんの国のことばかり考えていたので、とうとう戦争をはじめてしまったのです。そこであたらしい

けんぽう ぜんぶん なか くに せいかいへい わしゆぎ ちからづよ
憲法では、前文の中に、これからは、この国際平和主義でやってゆくということを、力強いことばで書いてあります。またこの考えが、あとでのべる戦争の放棄、すなわち、これからは、いっさい、いくさはしないということを決めることになってゆくのであります。

四 主権在民主義

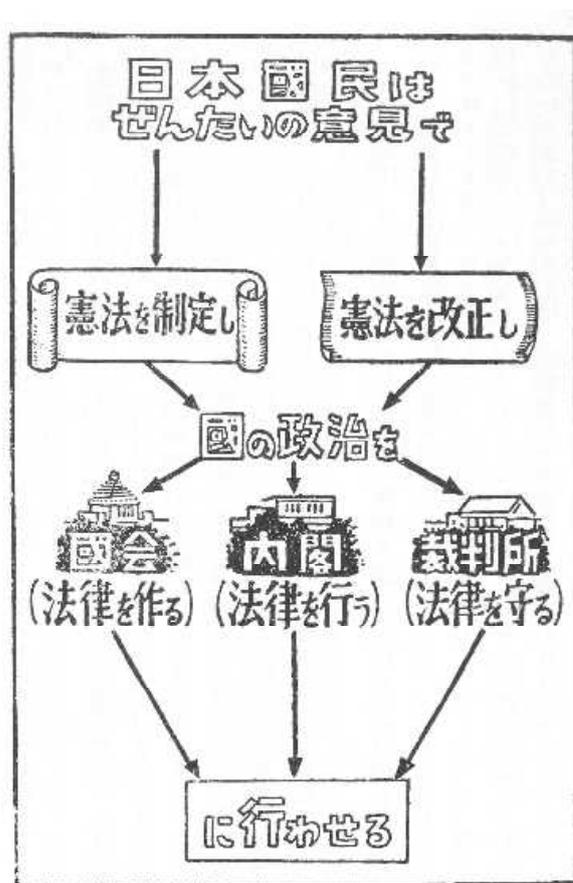
みなさんがあつまって、だれがいちばんえらいかをきめてごらん下さい。いったい「いちばんえらい」というのは、どういうことでしょうか。勉強のよくできることでしょうか。それとも力の強いことでしょうか。いろいろきめかたがあつてむずかしいことです。

国では、だれが「いちばんえらい」といえるでしょう。もし国の仕事は、ひとりの考えでできるならば、そのひとりが、いちばんえらいといわなければなりません。もしおおぜいの考えでできるならば、そのおおぜいが、みないちばんえらいことになります。もし国民ぜんたいの考えでできるならば、国民ぜんたいが、いちばんえらいのです。こんどの憲法は、民主主義の憲法ですから、国民ぜんたいの考えで国を治めてゆきます。そうすると、国民ぜんたいがいちばん、えらいといわなければなりません。

国を治めてゆく力のことを「主権」といいますが、この力が国民ぜんたいにあれば、これを「主権は国民にある [国民主権]」といいます。こんどの憲法は、いま申しましたように、民主主義を根本の考えとしていますから、主権は、とうぜん日本国民にあるわけです。そこで前文の中にも、また憲法の第1条にも、「主権が国民に存する」とはっきりかいてあるのです。主権が国民にあることを、「主権在民 [国民主権]」といいます。あたらしい憲法は、主権在民 [国民主権] という考えでできていますから、主権在民主義の憲法であるということになります。

みなさんは、日本国民のひとりです。主権をもっている日本国民のひとりです。しかし、主権は日本国民ぜんたいにあるのです。ひとりひとり

りが、べつべつにもっているものではありません。ひとりひとりが、みなじぶんがいちばんえらいと思つて、勝手なことをしてもよいということでは、けつしてありません。それは民主主義にあわないこととなります。みなさんは、主権をもっている日本国民のひとりであるということに、ほこりをもつとともに、責任を感じなければなりません。よいこどもであるとともに、よい国民でなければなりません。



五 天皇陛下

こんどの戦争 [第二次世界大戦] で、天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました。なぜならば、古い憲法 [大日本帝国憲法] では、天皇をお助けして国の仕事をした人々は、国民ぜんたいがえらんだものでなかったのので、国民の考えとはなれて、とうとう戦争になったからです。そこで、これからさき国を治めてゆくについて、二度とこのようなことのないように、あたらしい憲法をこしらえるとき、たいへん苦心をいたしました。ですから、天皇は、憲法で定めたお仕事 [国事行為] だけをされ、政治には関係されないことになりました。

憲法は、天皇陛下を「象徴」としてゆくことに決めました。みなさんは、この象徴ということをはっきり知らなければなりません。日の丸の国旗を見れば、日本の国をおもいだすでしょう。国旗が国の代わりになって、国をあらわすからです。みなさんの学校の記章を見れば、どこの学校の生徒かがわかるでしょう。記章が学校の代わりになって、学校をあらわすからです。いまここに何か眼に見えるものがある、ほかの眼に見えないものの代わりになって、それをあらわすときに、これを「象徴」ということばでいいあ



らわすのです。こんどの憲法の第1条は、天皇陛下を「日本国の象徴」としているのです。つまり天皇陛下は、日本の国をあらわされるお方ということでもあります。

また憲法第1条は、天皇陛下を「日本国民統合の象徴」とも書いてあるのです。「統合」というのは「1つにまとまっている」ということです。つまり天皇陛下は、1つにまとまった日本国民の象徴でいらっしやいます。これは、私たち日本国民ぜんたいの中心としておいでになるお方ということなのです。それで天皇陛下は、日本国民ぜんたいをあらわされるのです。

このような地位に天皇陛下をお置き申したのは、日本国民ぜんたいの考えにあるのです。これからさき、国を治めてゆく仕事は、みな国民がじぶんでやってゆかなければなりません。天皇陛下は、けっして神様ではありません。国民と同じような人間でいらっしやいます。ラジオのほうそうもなさいました。小さな町のすみにもおいでになりました。ですから私たちは、天皇陛下を私たちのまん中にしっかりとお置きして、国を治めてゆくについてごくろうのないようにしなければなりません。これで憲法が天皇陛下を象徴とした意味がおわかりでしょう。

六 戦争の放棄

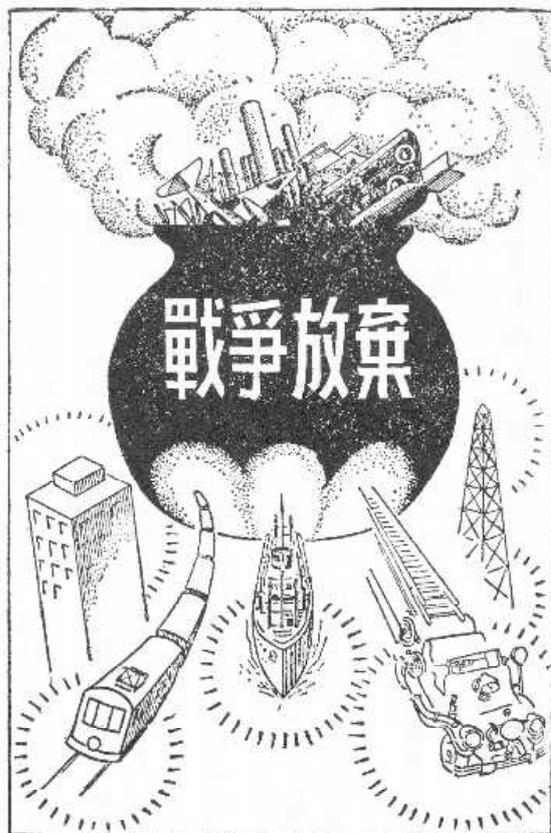
みなさんの中には、こんどの戦争 [第二次世界大戦] に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったのでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったのでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争 (第一次世界大戦) のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、2つのことをきめました。その1つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう1つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、

きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきよく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。



七 基本的人権

くうしゅうでやけたところへ行ってごらんなさい。やけただれた土^{つち}から、もう草^{くさ}が青々^{あおあお}とはえています。みんな生き^い生き^いとしげっています。草^{くさ}でさえも、力^{ちから}強く生きてゆくのです。ましてやみなさんは人間^{にんげん}です。生きてゆく力^{ちから}があるはずです。天^{てん}からさずかったしぜん^{ちから}の力^{ちから}があるのです。この力^{ちから}によって、人間^{にんげん}が世^よの中に生きてゆくことを、だれもさまたげてはなりません。しかし人間^{にんげん}は、草木^{くさき}とちがって、ただ生きてゆくというだけではなく、人間^{にんげん}らしい生活^{せいこう}をしてゆかなければなりません。この人間^{にんげん}らしい生活^{せいこう}には、必要^{ひつよう}なもの^{もの}が2つあります。それは「自由^{じゆう}」ということと、「平等^{びやうどう}」ということです。

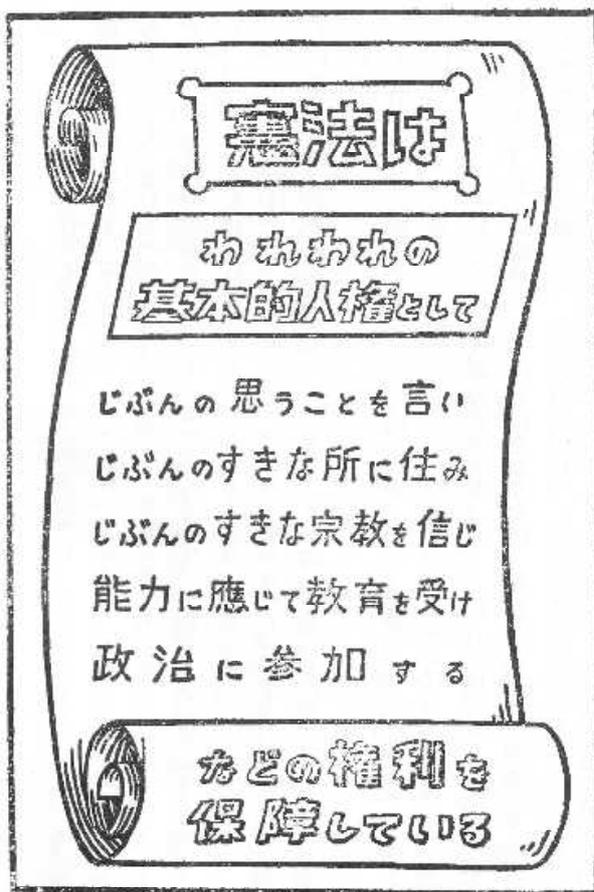
人間^{にんげん}がこの世^よに生きてゆくからには、じぶんのすきな所^{ところ}に住み、じぶんのすきな所^{ところ}に行き、じぶんの思^{おも}うことをいい、じぶんのすきな教^{おし}えにしたがってゆけることなどが必要^{ひつよう}です。これらのことが人間^{にんげん}の自由^{じゆう}であって、この自由^{じゆう}は、けっして奪^{うば}われてはなりません。また、国^{くに}の力^{ちから}でこの自由^{じゆう}を取りあげ、やたらに刑罰^{けいばつ}を加^{くわ}えたりしてはなりません。そこで憲法^{けんぽう}は、この自由^{じゆう}は、けっして侵^{おか}すことのできないものであることをきめているのです。

またわれわれは、人間^{にんげん}である以上^{いじよう}はみな同じ^{おな}です。人間^{にんげん}の上^{うえ}に、もっとえらい人間^{にんげん}があるはずはなく、人間^{にんげん}の下^{した}に、もっといやしい人間^{にんげん}があるわけはありません。男^{おとこ}が女^{おんな}よりもすぐれ、女^{おんな}が男^{おとこ}よりもおとっているとい

うこともありません。みな同じ人間^{にんげん}であるならば、この世^よに生きてゆくのに、差別^{さべつ}を受け^{うけ}る理由^{りゆう}はないのです。差別^{さべつ}のないことを「平等^{びやうどう}」といいます。そこで憲法^{けんぽう}は、自由^{じゆう}といっしよに、この平等^{びやうどう}ということ^{こと}をきめているのです。

国^{くに}の規則^{きそく}の上^{うえ}で、何かはつきりとできることがみとめられていることを、「権利^{けんり}」といひます。自由^{じゆう}と平等^{びやうどう}とがはつきりみとめられ、これを侵^{おか}されないとするならば、この自由^{じゆう}と平等^{びやうどう}とは、みなさんの権利^{けんり}です。これを「自由権^{じゆうけん}」というのです。しかもこれは人間のいちばん大事な権利^{けんり}です。このいちばん大事な人間^{にんげん}の権利^{けんり}のことを「基本的人権^{きほんてきじんけん}」といひます。あたらしい憲法^{けんぽう}は、この基本的人権^{きほんてきじんけん}を、侵^{おか}すことのできない永久^{えいきゆう}に与^{あた}えられた権利^{けんり}として記^{しる}しているのです。これを基本的人権^{きほんてきじんけん}を「保障^{ほしょう}する」というのです。

しかし基本的人権^{きほんてきじんけん}は、ここにいった自由権^{じゆうけん}だけではありません。まだほかに2つありま



す。自由権^{じゆうけん}だけで、人間^{にんげん}の国^{くに}の中^{なか}での生活^{せいかつ}がすむものではありません。たとえばみなさんは、勉強^{べんきょう}をしてよい国民^{こくみん}にならなければなりません。国^{くに}はみなさんに勉強^{べんきょう}をさせるようにしなければなりません。そこでみなさんは、教育^{きょういく}を受ける権利^{けんり}を憲法^{けんぽう}で与えられているのです。この場合はみなさんのほうから、国^{くに}にたいして、教育^{きょういく}をしてもらうことを請求^{せいきゆう}できるのです。これも大事な基本的人権^{きほんてきじんけん}ですが、これを「請求権^{せいきゆうけん}」というのです。争いごとのおこったとき、国^{くに}の裁判所^{さいばんしょ}で、公平^{こうへい}にさばいてもらうのも、裁判^{さいばん}を請求^{せいきゆう}する権利^{けんり}とって、基本的人権^{きほんてきじんけん}ですが、これも請求権^{せいきゆうけん}であります。

それからまた、国民^{こくみん}が、国^{くに}を治めること^{おさ}にいろいろ関係^{かんけい}できるのも、大事な基本的人権^{きほんてきじんけん}ですが、これを「参政権^{さんせいけん}」といいます。国会^{こつがい}の議員^{ぎいん}や知事^{ちじ}や市町村長^{しちようそんちよう}などを選挙^{せんきよ}したり、じぶんがそういうものになったり、国^{くに}や地方^{ちほう}の大事なこと^{だいじ}について投票^{とうひよう}したりすることは、みな参政権^{さんせいけん}です。

みなさん、いままで申しました基本的人権^{きほんてきじんけん}は大事なことから、もういちど復習^{ふくしゆう}いたしましょう。みなさんは、憲法^{けんぽう}で基本的人権^{きほんてきじんけん}というりっぱな強い権利^{けんり}を与えられました。この権利^{けんり}は、3つに分かれます。第1は自由権^{じゆうけん}です。第2は請求権^{せいきゆうけん}です。第3は参政権^{さんせいけん}です。

こんなにりっぱな権利^{けんり}を与えられましたからには、みなさんは、じぶんですっかりとこれを守^{まも}って、失^{うしな}わないようにしてゆかなければなりません[不断の努力]。しかしまた、むやみにこれをふりまわして、ほかの人に迷惑^{ひどめいわく}をかけてはいけません[公共の福祉]。ほかの人も、みなさんと同じ権利^{けんり}をもっていることを、わすれてはなりません。国^{くに}ぜんたいの幸福^{こうふく}になるよう、この大事な基本的人権^{きほんてきじんけん}を守^{まも}ってゆく責任^{せきにん}があると、憲法^{けんぽう}に書いてあります。

【基本的人権の種類^{しゆるい}】

○平等権^{びやうどうけん}（等しく生きるための権利^{けんり}・第14条第1項）

○自由権^{じゆうけん}（自由に生きるための権利^{けんり}）

・身体^{しんたい}の自由^{じゆう}：奴隷^{どれい}的拘束^{こうそく}及び苦役^{くえき}からの自由^{じゆう}（憲法第18条）、

法定^{ほうてい}の手続^{てつづき}の保障^{ほしょう}（第31条）、逮捕^{たいほ}の要件^{ようけん}（第33条）、

抑留^{よくりゆう}・拘禁^{こうきん}の要件^{ようけん}、不法拘禁^{ふほうこうきん}に対する保障^{たいほしょう}（第34条）、

住居^{じゅうきょ}の不可侵^{ふかしん}、搜索^{そうさく}・押収^{おしゆう}に対する保障^{たいほしょう}（第35条）、

拷問^{こうもん}及び残虐刑^{ざんぎやくけい}の禁止^{きんし}（第36条）、刑事被告人^{けいじひこくにん}の権利^{けんり}（第37条）、

自己^{じこ}に不利益^{ふりえき}な供述^{きやうじゆつ}の強要^{きやうようきんし}禁止^{じはく}、自白^{じはく}の証拠^{しょうこ}能力^{のうりよく}（第38条）、

遯^{そきゆう}及^{しよぼつ}処罰^{きんし}の禁止^{にじゆうけいぼつ}、二重^{にじゆう}刑罰^{けいばつ}の禁止^{きんし}（第39条）

・精神^{せいしん}の自由^{じゆう}：思想^{しそう}及び良心^{りやうしん}の自由^{じゆう}（第19条）、信教^{しんきやう}の自由^{じゆう}（第20条）、

表現^{ひやうげん}の自由^{じゆう}（第21条）、学問^{がくもん}の自由^{じゆう}（第23条）

・経済活動^{けいざいかつどう}の自由^{じゆう}：居住^{きょじゆう}・移転^{いてん}及び職業^{しよくぎやう}選択^{せんたく}の自由^{じゆう}（第22条）、

財産^{ざいさん}権^{けん}の保障^{ほしょう}（第29条）

- 社会権（人間として生きるための権利）
- 生存権（第25条）、教育を受ける権利（第26条）、勤労の権利（第27条）
 - 労働基本権 [労働三権]（第28条）
 - ・**団結権**：労働者が団結して労働組合をつくる権利
 - ・**団体交渉権**：組合が賃金その他の労働条件の改善を求めて交渉する権利
 - ・**団体行動権**：要求が通らない時にはストライキなどの団体行動を行う権利

○人権を守るための権利

- ・**参政権**（政治に参加する権利）：**選挙権**（第15条第3項）、**被選挙権**（第44条）、**憲法改正の国民投票権**（第96条第1項）、**最高裁判所裁判官の国民審査権**（第79条第1項）、**請願権**（第16条）、**特別法の住民投票権**（第95条）
- ・**請求権**：**裁判を受ける権利**（第32条）、**国家賠償請求権**（第17条）、**刑事補償請求権**（第40条）

○新しい人権

- 憲法に未規定の人権。憲法の定める個別の権利保障規定に明示されてはいないが、憲法上の人権として保障されるべきであると主張される権利。
- ・**環境権**（良好な環境を求める権利）
 - ・**知る権利**（国や地方公共団体がもっている情報の公開を求める権利）
 - ・**プライバシーの権利**（個人の私的な生活や情報を他人の干渉から守る権利）
 - ・**自己決定権**（末期患者の治療拒否や尊厳死・安楽死に関する自己決定などを認める権利）

八 国会

民主主義は、国民が、みんなでみんなのために国を治めてゆくことです。しかし、国民の数はたいへん多いのですから、だれかが、国民ぜんたいに代わって国の仕事をするよりほかはありません。この国民に代わるものが「**国会**」です。まえにも申しましたように、国民は国を治めてゆく力、すなわち**主権**をもっているのです。この**主権**をもっている国民に代わるものが**国会**ですから、**国会**は国でいちばん高い位にあるもので、これを「**最高機関**」といいます。「**機関**」というのは、ちょうど人間に手足があるように、国の仕事をいろいろ分けてする役目のあるものという意味です。国には、いろいろなはたらきをする**機関**があります。あとでのべる**内閣**も、**裁判所**も、みな国の**機関**です。しかし**国会**は、その中でいちばん高い位にあるのです。それは**国民ぜんたいを代表**しているからです。

国の仕事はたいへん多いのですが、これを分けてみると、だいたい3つに分かれます。その第1は、国のいろいろの規則をこしらえる仕事で、これを「**立法**」というのです。第2は、争いごとをさばいたり、罪があるかないかをきめる仕事で、これを「**司法**」というのです。ふつうに**裁判**といっているのはこれです。第3は、この「**立法**」と「**司法**」とをの

ぞいたいろいろの仕事で、これをひとまとめにして「行政」といいます。国会は、この3つのうち、どれをするかといえ、立法をうけもっている機関であります。司法は、裁判所がうけもっています。行政は、内閣と、その下にある、たくさんの役所 [各省庁] がうけもっています。

国会は、立法という仕事をうけもっていますから、国の規則はみな国会がこしらえるのです。国会のこしらえる国の規則を「法律」といいます。みなさんは、法律ということばをよくきくことがあるでしょう。しかし、国会で法律をこしらえるのには、いろいろ手つづきがいろいろありますから、あまりこまごました規則までこしらえることはできません。そこで憲法は、ある場合には、国会でないほかの機関、たとえば内閣が、国の規則をこしらえることをゆるしています。これを「命令」といいます。

しかし、国の規則は、なるべく国会でこしらえるのがよいのです。なぜならば、国会は、国民がえらんだ議員のあつまりで、国民の意見がいちばんよくわかっているからです。そこで、あたらしい憲法は、国の規則は、ただ国会だけがこしらえるということにしました。これを、国会は「唯一の立法機関である」というのです。「唯一」とは、ただ一つで、ほかにはないということ。立法機関とは、国の規則をこしらえる役目のある機関ということです。そして、国会以外のほかの機関が、国の規則をこしらえてもよい場合は、憲法で、1つ1つきめているのです。また、国会のこしらえた国の規則、すなわち法律の中で、これこれのことは命令できめてもよろしいとゆるすこともあります。国民のえらんだ代表者が、国会で国民を治める規則をこしらえる、これが民主主義のたてまえであります。

しかし国会には、国の規則をこしらえることのほかに、もう1つ大事な役目があります。それは、内閣や、その下にある、国のいろいろな役所 [各省庁] の仕事のやりかたを、監督することです。これらの役所の仕事は、まえに申しました「行政」というはたらきですから、国会は、行政を監督して、まちがいのないようにする役目をしているのです。これで、国民の代表者が国の仕事を見はっていることになるのです。これも民主主義の国の治めかたであります。

【社会生活と法】

* 法治主義

国家のすべてのはたらきは、法にしたがって行

われなければならないという原則。

* 法：国によって守ることを強制するきまり

* 法令：公的なおきて。成文化した国内法。

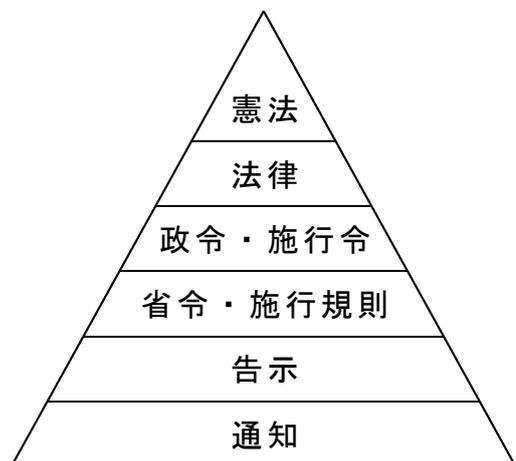
一般的には法律(国会が制定する法規範)

と命令(国の行政機関が制定する法規

範)の総称である。場合によっては、

地方公共団体の条例、規則を含めて用

いられることもある。



けんぽう きほんほう いちばんじょうい ほう
* 憲法：基本法（1番上位の法）

けんぽう ほうりつ かんけい
* 憲法と法律の関係

けんぽう こくみん こつか しば
○ 憲法は、国民が国家を縛る（コントロールする）もの。

ほうりつ こつか こくみん しば
○ 法律は、国家が国民を縛る（コントロールする）もの。

りつけんしゆぎ
* 立憲主義：憲法にもとづいて政治を行うこと。

憲法を無視した政治が行われると、国民の権利が制限される危険性があるの
で、立憲主義は、国民の権利を守る上でも非常に大切な考え方である。

ほうりつ こつかい せいてい ほう
* 法律：国会で制定された法

めいれい こつかい いがい こつか きかん せいてい ほう せいれい ふれい しようれい
* 命令：国会以外の国家機関が制定する法。政令、府令、省令など

じようれい ち ほうこうきようだんたい しちようそん とどう ふけん ぎかい せいてい ほう
* 条例：地方公共団体（市町村・都道府県）の議会で制定された法。

じようい ほう かい ほう ゆうせん
* 「上位の法は下位の法に優先する」

じようい ほう つよ こうりよく も かい ほう じようい ほう はん むこう
上位の法ほど強い効力を持ち、下位の法が上位の法に反するときは無効となる。

ぜんほう あとほう あとほうじようい げんそく
* 前法と後法（後法上位の原則）

ぜんほう じゆうぜん ほうれい あとほう あたら せいてい ほうれい ばあい あとほう ゆうせん
前法（従前からある法令）と後法（新しく制定された法令）がある場合は、後法が優先

される。

いつぱんほう とくべつほう とくべつほうゆうせん げんそく
* 一般法と特別法（特別法優先の原則）

とくべつほう とくてい はんい てきよう ほうれい そんざい ばあい いつぱんほう ひろ はんい てきよう
特別法（特定の範囲にのみ適用される法令）が存在する場合には、一般法（広い範囲に適用

される法令）よりも特別法が優先される。

にほん こつかい しゆうぎいん さんぎいん ふた ひと ひと ぎいん
日本の国会は「衆議院」と「参議院」との2つからできています。その1つ1つを「議院」といいます。このように、国会が2つの議院からできているものを「二院制度」というのです。国によっては、1つの議院しかないものもあり、これを「一院制度」というのです。しかし、多くの国の国会は、2つの議院からできています。国の仕事はこの2つの議院がいっしょにきめるのです。

なぜ2つの議院がいるのでしょうか。みなさんは、野球や、そのほかのスポーツでいう「バック・アップ」ということをごぞんじですか。一人の選手が球を取りあつかっているとき、もう一人の選手が、うしろにまわって、まちがいのないように守ることを「バック・アップ」といいます。国会は、国の大事な仕事をするのですから、衆議院だけでは、まちがい
が起るといけないから、参議院が「バック・アップ」するはたらきをするのです。ただし、スポーツのほうでは、選手がおたがいに「バック・アップ」しますが、国会では、おもなはたらきをするのは衆議院であって、参議院は、ただ衆議院を「バック・アップ」
するだけのはたらきをするのです。したがって、衆議院のほうが、参議院よりも、強い力
を与えられているのです（衆議院の優越）。この強い力をもった衆議院を「第一院」とい
い、参議院を「第二院」といいます。なぜ衆議院のほうに強い力があるのでしょうか。その
わけは次のとおりです。

衆議院の選挙は、4年ごとに行われます。衆議院の議員は、4年間つとめるわけです。しかし、衆議院の考えが国民の考えを正しくあらわしていないと内閣が考えたときなどには、内閣は、国民の意見を知らずのために、いつでも天皇陛下に申しあげて、衆議院の選挙のやりなおしをしていただくことができます。これを衆議院の「解散」というのです。そうして、この解散のあとの選挙で、国民がどのような人をじぶんの代表にえらぶかということによって、国民のあたらしい意見が、あたらしい衆議院にあらわれてくるのです。

参議院のほうは、議員が6年間つとめることになっており、3年ごとに半分ずつ選挙をして交代しますが、衆議院のように解散ということがありません。そうしてみると、衆議院のほうは、参議院よりも、その時、その時の国民の意見を、よくうつつしているといわなければなりません。そこで衆議院のほうに、参議院よりも強い力が与えられているのです。どういうふうに衆議院の方が強い力をもっているかということは、憲法できめられています。ひと口でいうと、衆議院と参議院との意見がちがったときには、衆議院のほうの意見がおおるようになっていくということです [衆議院の優越]。

しかし衆議院も参議院も、ともに国民ぜんたいの代表者ですから、その議員は、みな国民が国民の中からえらぶのです。衆議院のほうは、議員が466人 [現在は465人]、参議院のほうは250人 [現在は248人] あります。この議員をえらぶために、国を「選挙区」というものに分けて、この選挙区に人口にしたがって議員の数をわりあてます。したがって選挙は、この選挙区ごとに、わりあてられた数だけの議員をえらんで出すことになります。

【現行の選挙制度（公職選挙法）】

1. 衆議院議員総選挙

総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。小選挙区選挙と比例代表選挙が、同じ投票日に行われます。総選挙は、衆議院議員の任期満了（4年）によるものと、衆議院の解散によって行われるものの2つに分けられます。

衆議院議員の定数は465人で、うち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員です。

2. 参議院議員通常選挙

参議院議員の半数を選ぶための選挙です。

参議院に解散はありませんから、常に任期満了（6年）によるものだけです。ただし、参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選ぶことになるのです。

参議院議員の定数は248人で、うち100人が比例代表選出議員、148人が選挙区選出議員です。

せんきよせい ど かいせつ
【選挙制度の解説】

しょうせんきよく ひ れいだいひようせい しょうせんきよく せい ひ れいだいひようせい せんきよせい ど
* 小選挙区比例代表並立制：小選挙区制と比例代表制を組み合わせた選挙制度。

しゅうぎいん
衆議院。

しょうせんきよく せい いちせんきよく いちめい ぎいん えら せい ど
* 小選挙区制：1選挙区から1名の議員を選ぶ制度。

だいせんきよく せい いちせんきよく にめい いじょう ぎいん えら せい ど
* 大選挙区制：1選挙区から2名以上の議員を選ぶ制度。

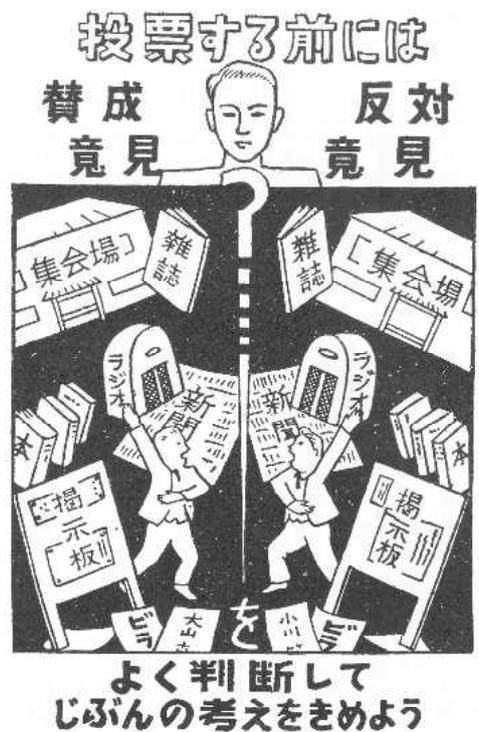
ひ れいだいひようせい かくせいとう そうとくひようすう おう ぎせき はいぶん せい ど
* 比例代表制：各政党の総得票数に応じて議席を配分する制度。

せんきよく せんしゅつぎいんせんきよ ぜんこく く とどうふけん とつとりけん しまねけん とくしまけん こうちけん
* 選挙区選出議員選挙：全国を45区(都道府県ごと[鳥取県・島根県、徳島県・高知県
はそれぞれ2県の区域が選挙区])に分けて選挙区を定めたもの
で、1選挙区から2～12名の議員を選ぶ選挙制度(平成27年
11月5日～)。参議院。

ひ れいだいひようせんしゅつぎいんせんきよ ぜんこく ひと せんきよく かくせいとう とうひよう かくせいとう とくひよう
* 比例代表選出議員選挙：全国を1つの選挙区として各政党に投票し、各政党は得票
率に応じて議席を獲得する選挙制度。参議院。

ぎいん せんきよ せんきよ ひ とうひようしよ い とう
議員を選挙するには、選挙の日に投票所へ行き、投
票用紙を受け取り、じぶんのよいと思う人の名前を書
きます。それから、その紙を折り、かぎのかかった投
票箱へ入れるのです。この投票は、ひじょうに大事
な権利です。選挙する人は、みなじぶんの考えでだれ
に投票するかをきめなければなりません。けっして、
品物や利益になる約束で説き伏せられてはなりません。
この投票は、秘密投票[秘密選挙]といて、だれ
をえらんだかをいう義務もなく、ある人をえらんだ理由
を問われても答える必要はありません。

にほんこくみん はたち げんざい じゅうはつさい
さて日本国民は、20歳[現在は18歳<平成28年
6月19日以後>]以上の方は、だれでも国会議員や知
事市長などを選挙することができます。これを「選挙
権」というのです。わが国では、ながいあいだ、男だけがこの選挙権をもっていました。
また、財産をもっていて税金をおさめる人だけが、選挙権をもっていたこともあり
ました。
[制限選挙]。いまは、民主主義のやりかたで国を治めてゆくのですから、20歳[現在は
18歳]以上の方は、男も女もみんな選挙権をもっています。このように、国民がみな
選挙権をもつことを、「普通選挙」といいます。こんどの憲法は、この普通選挙を、国民の大事
な基本的人権としてみとめているのです。しかし、いくら普通選挙といっても、こども[1
8歳未満]や気が弱った人[以下の【権利を失う条件】に該当する人]まで選挙権をも
つというわけではありませんが、とにかく男女人種の区別もなく、宗教や財産の上の区別
もなく、みんながひとしく選挙権をもっているのです(日本国民で満18歳以上であるこ
と)。



【権利を失う条件】

1. 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
2. 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く)
3. 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない者。または刑の執行猶予中の者
4. 選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
5. 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

【選挙の四大原則】

- 普通選挙(第15条第3項)
財産(納税額)や性別の制限がない選挙制度。
一定の年齢(満18歳以上)に達したすべての男女に選挙権が与えられて行われる選挙。
- 平等選挙(第14条第1項、第44条)
平等に1人1票で扱う選挙制度。
- 直接選挙(第93条第2項)
選挙権を持っている人の直接投票によって、当選者が決まる選挙制度。
- 秘密選挙(第15条第4項)
誰が誰に投票したか分からない方法で行う選挙制度。無記名投票のこと。
- 自由選挙(第21条第1項)
選挙人の自由な意思によって行う投票、政党結成の自由、選挙運動の自由などをいう。

また日本国民は、だれでも国会の議員などになることができます。男も女もみな議員になれるのです。これを「被選挙権」といいます。しかし、年齢が、選挙権のときと少しちがいます。衆議院議員になるには、25歳以上、参議院議員になるには、30歳以上でなければなりません。この被選挙権の場合も、選挙権と同じように、だれが考えてもいけないと思われる者には、被選挙権がありません[被選挙権を失う条件は、選挙権と同様【権利を失う条件】参照]。国会議員になろうとする人は、じぶんでとどけで、「候補者」というものになるのです。また、じぶんがよいと思うほかの人を、「候補者」としてとどけでることもあります。これを候補者を「推薦する」といいます。

この候補者とどけでるのは、選挙の日のまえにしめきってしまいます。投票をする人は、この候補者の中から、じぶんのよいと思う人をえらばなければなりません。ほかの人の名前を書いてはいけません。そして、投票の数の多い候補者から、議員になれるのです。それを「当選する」といいます。

みなさん、民主主義は、国民ぜんたいで国を治めてゆくことです。そして国会は、国民ぜんたいの代表者です。それで、国会議員を選挙することは、国民の大事な権利で、また大事なつとめです。国民はぜひ選挙にでてゆかなければなりません。選挙にゆかないのは、この大事な権利をすててしまうことであり、また大事なつとめをおこたることです。選挙にゆかないことを、ふつう「棄権」といいます。これは、権利をすてるという意味です。国民は棄権してはなりません。みなさんも、いまにこの権利をもつことになりますから、選挙のことは、とくにくわしく書いておいたのです。

国会は、このようにして、国民がえらんだ議員があつまって、国のことをきめるところですが、ほかの役所とちがって、国会で、議員が、国の仕事をしているありさまを、国民が知ることができるのです。国民はいつでも、国会へ行って、これを見たりきいたりすることができるのです。また、新聞やラジオ [現在ならテレビ、インターネット] にも国会のことがでます。

つまり、国会での仕事は、国民の目の前で行われるのです。憲法は、国会はいつでも、国民に知れるようにして、仕事をしなければならぬときめているのです。これはたいへん大事なことです。もし、まれな場合ですが秘密に会議を開こうとするときは、むずかしい手つづきがいきます。

これで、どういうふうに国が治められてゆくのか、どんなことが国でおこっているのか、国民のえらんだ議員が、どんな意見を国会でのべているかというようなことが、みんな国民にわかるのです。

国の仕事の正しい明かるいやりかたは、ここからうまれてくるのです。国会がなくなれば、国の中がぐらくなるのです。民主主義は明かるいやりかたです。国会は、民主主義にはなくてはならないものです。

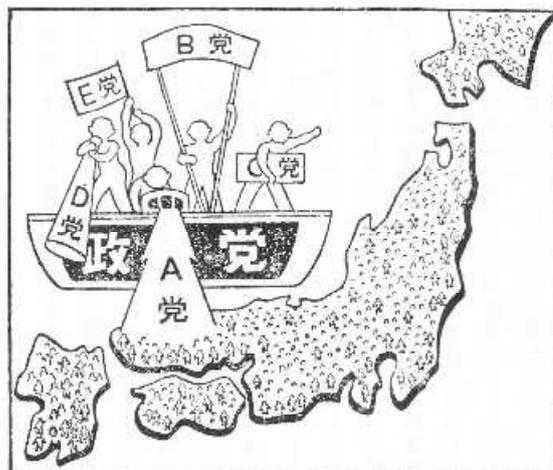
日本の国会は、年中開かれてはいるものではありません。しかし、毎年1回はかならず開くことになっています。これを「常会 [通常国会] 」といいます。常会は150日間ときまっています。これを国会の「会期」といいます。このほかに、必要のあるときは、臨時に国会を開きます。これを「臨時会 [臨時国会] 」といいます。また、衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、選挙を行い、その選挙の日から20日以内に、あたらしい国会が開かれます。これを「特別会 [特別国会] 」といいます。臨時会と特別会の会期は、国会がじぶんできめます。また国会の会期は、必要のあるときは、延ばすことができます。それも国会がじぶんできめるのです。国会を開くには、国会議員をよび集めなければなりません。これを、国会を「召集する」とって、天皇陛下がなさるのです。召集された国会は、じぶんで開いて仕事をはじめ、会期がおわれば、じぶんで国会を閉じて、国会は一時休むことになります。

みなさん、^{こつかい}国会の^ぎ議事堂^{じどう}をごぞんじですか。あの^{しろ}白いうつくしい^{たてもの}建物に、^ひ日の^{ひか}光りがさしているのをごらんさい。あれは^{にほんこくみん}日本国民の^{ちから}力をあらわすところです。^{しゆけん}主権をもっている^{にほんこくみん}日本国民が^{くに}国を^{おさ}治めてゆくところです。

九 政党

「^{せいとう}政党」というのは、国を治めてゆくことについて、同じ意見をもっている人があつま
ってこしらえた団体のことです。みなさんは、^{しやかいとう}社会党、^{みんしゆとう}民主党、^{じゆうとう}自由党、^{こくみんきようどうとう}国民協同党、^{きようさんとう}共産党
[現在は、^{げんざい}自民党、^{りつけんみんしゆとう}立憲民主党、^{こくみんみんしゆとう}国民民主党、^{こうめいとう}公明党、^{にほんいしん}日本維新の会、^{にほんきようさんとう}日本共産党、^{しやかいみんしゆとう}社会民主
N H Kから^{えぬえいちけい}国民を守る党、^{こくみん}れいわ新選組^{まも}く^{とう}公職選挙法による^{しんせんぐみ}基準^{こうしよくせんきよほう}で、^き2020年^{ねん}1月^{がつ}
時点で^{せいとう}政党として認められているもの>] などという^{なまえ}名前を、きいているでしょう。これ
らはみな^{せいとう}政党です。^{せいとう}政党は、^{こつかい}国会の^{ぎいん}議員だけでこしらえているものではありません。^{せいとう}政党
からでている^{ぎいん}議員は、^{せいとう}政党をこしらえている人の一部だけです。ですから、^{ひと}1つの^{せいとう}政党が
あるということは、^{くに}国の中に、それと同じ^{おな}意見をもった人が、^{ひと}そうとう^{おおぜい}おおぜいいるとい
うことになるのです。

^{せいとう}政党には、^{くに}国を^{おさ}治めてゆくについての^{きま}きまつた^{いけん}意見があつて、これを^{こくみん}国民に知らせています。
^{こくみん}国民の^{いけん}意見は、^{ひと}人によって^{ずいぶん}ずいぶんちがいますが、^{おお}大きく^わ分けてみると、この^{せいとう}政党の^{いけん}意見のど
れかになるのです。つまり^{せいとう}政党は、^{こくみん}国民ぜんた
いが、^{くに}国を^{おさ}治めてゆくについても持っている^{いけん}意見
を、^{おお}大きく^{いろ}色分けにしたものといつてもよいの
です。^{みんしゆしゆぎ}民主主義で^{くに}国を^{おさ}治めてゆくには、^{こくみん}国民ぜん
たいが、^{みんな}みんな^{いけん}意見をはなしあつて、^{きめて}きめて
^{ゆかな}ゆかなければなりません。^{せいとう}政党がおたがいに^{くに}国
のことを^{ぎろん}議論しあうのはこのためです。



^{にほん}日本には、この^{せいとう}政党というものについて、^{かんが}まちがった^{いけん}考えがありました。それは、^{せいとう}政党
というものは、^{なん}なんだか、^{くに}国の中で、^{じぶん}じぶんの^{いけん}意見をいいはっている^{いけん}いけないものだとい
うような^{みかた}見方です。これはたいへんな^{まちが}まちがいです。^{みんしゆしゆぎ}民主主義のやりかたは、^{くに}国の^{しごと}仕事に
ついて、^{こくみん}国民が、^{いけん}おおいに^{いけん}意見をはなしあつて^{きめ}きめなければならぬのですから、^{せいとう}政党が^{あらそ}争
うのは、^{けつして}けつして^{けんか}けんかではありません。^{みんしゆしゆぎ}民主主義でやれば、^{かならず}かならず^{せいとう}政党というものが
できるのです。また、^{せいとう}政党がいるのです。^{せいとう}政党はいくつあつてもよいのです。^{せいとう}政党の数だ
け、^{こくみん}国民の^{いけん}意見が、^{おお}大きく^わ分かれていると思えばよいのです。ドイツやイタリアでは^{せいとう}政党
を^{むり}むりに^{ひとつ}1つに^{まと}まとめてしまい、また^{にほん}日本でも、^{せいとう}政党をやめてしまったことがありました。
その^{けつ}結果はどうなりましたか。^{こくみん}国民の^{いけん}意見が^{じゆう}自由に^ききかれなくなって、^{こじん}個人の^{けんり}権利が^{ふみ}ふみに
^{せんそう}じられ、^{せんそう}とうとう^{おそろ}おそろしい^{せんそう}戦争をはじめるようになったではありませんか。

国会の選挙のあるごとに、政党は、じぶんの団体から議員の候補者を出し、またじぶんの意見を国民に知らせて、国会でなるべくたくさんの議員をえようとします。衆議院は、参議院よりも大きな力をもっていますから、衆議院でいちばん多く議員を、じぶんの政党から出すことが必要です。それで衆議院の選挙は、政党にとっていちばん大事なことです。国民は、この政党の意見をよくしらべて、じぶんのよいと思う政党の候補者に投票すれば、じぶんの意見が、政党をとおして国会にとどくことになります。

どの政党にもはいていない人が、候補者になっていることもあります[無所属]。国民は、このような候補者に投票することも、もちろん自由です。しかし政党には、きまった意見があり、それは国民に知らせてあります[マニフェスト(政権公約)]から、政党の候補者に投票をしておけば、その人が国会に出たときに、どういう意見をのべ、どういうふうにはたらくかということが、はっきりきまっています。もし政党の候補者でない人に投票したときは、その人が国会に出たとき、どういうふうにはたらいてくれるかが、はっきりわからないふんがあるのです。このようにして、選挙ごとに、衆議院に多くの議員をとった政党の意見で、国の仕事をやってゆくこととなります[政党政治]。これは、いいかえれば、国民ぜんたいの中で、多いほうの意見で、国を治めてゆくことでもあります。

みなさん、国民は、政党のことをよく知らなければなりません。じぶんの好きな政党にはいり、またじぶんたちで好きな政党をつくるのは、国民の自由で、憲法は、これを「**基本的人権**」としてみとめています。だれもこれをさまたげることはできません。

【マニフェスト(政権公約)】

宣言・声明書の意味だが、現在は、選挙において有権者に政策本位の判断を促すことを目的として、政党または首長・議員等の候補者が当選後に実行する政策を予め確約(公約)し、それを明確に知らせるための声明(書)の意味で使われることが多い。

* **政治**：社会における利害の調節や紛争の解決をめざす営みのこと。

一般には、国家や地方公共団体などの問題解決のこと。

* **政党**：政治の考え方(主義)や政治の進め方(政策)について同じ意見を持つ人々が、それらを実現することをめざしてつくる政治団体。

* **政党政治**：選挙によって多数の議席を占めた政党が政権を担当する政治。

* **与党**：政権を担当する政党(自由民主党・公明党、令和2年5月1日現在)。

* **連立政権(連立内閣)**：政党政治で、2つ以上の政党で構成される内閣のこと。

現在の内閣は連立内閣である。

(自由民主党・公明党、令和2年5月1日現在)

* **野党**：それ以外の政党。政権を担当していない政党。

(立憲民主党、国民民主党、日本維新の会、日本共産党、社会民主党、NHKから国民を守る党、れいわ新選組等、令和2年5月1日現在)

十 内閣

「内閣」は、国の行政をうけもっている機関であります。行政ということは、まえに申しましたように、「立法」すなわち国の規則をこしらえることと、「司法」すなわち裁判をすることをのぞいたあとの、国の仕事をまとめていうのです。国会は、国民の代表になって、国を治めてゆく機関ですが、たくさんの議員でできているし、また一年中開いているわけにもゆきませんから、日常の仕事やこまごました仕事は、別に役所〔各省庁〕をこしらえて、ここでとりあつかってゆきます。その役所のいちばん上にあるのが内閣です。

内閣は、内閣総理大臣と国務大臣とからできています。「内閣総理大臣」は内閣の長で、内閣ぜんたいをまとめてゆく、大事な役目をするのです。それで、内閣総理大臣にだれがなるかということは、たいへん大事なことですが、こんどの憲法は、内閣総理大臣は、国会の議員の中から、国会がきめて、天皇陛下に申しあげ、天皇陛下がこれをお命じになることになっています。国会できめるとき、衆議院と参議院の意見が分かれたときは、けっきよく衆議院の意見どおりにきめることになります。内閣総理大臣を国会できめるといふことは、衆議院でたくさんの議員をもっている政党の意見で、きまることになりますから、内閣総理大臣は、政党からでることになります〔連立政権（政党内閣）〕。

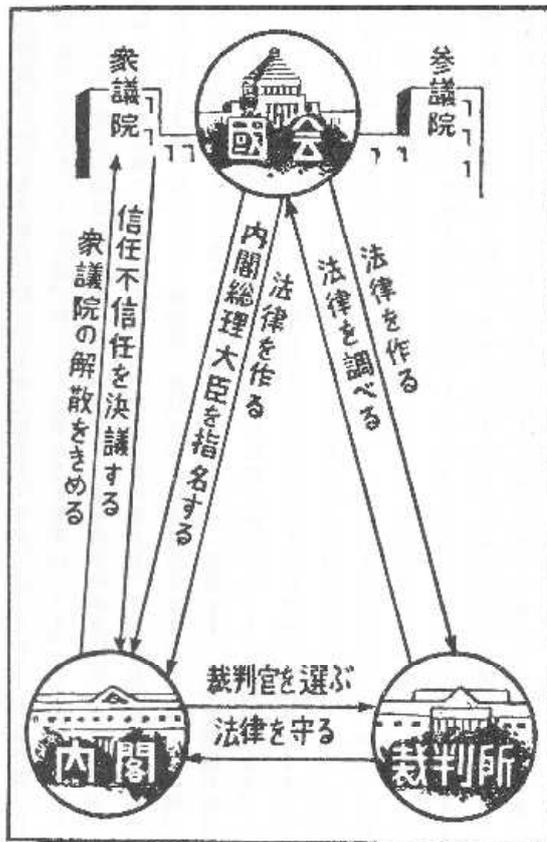
また、ほかの国務大臣は、内閣総理大臣が、自分でえらんで国務大臣にします。しかし、国務大臣の数の半分以上は、国会の議員からえらばなければなりません。国務大臣は国の行政をうけもつ役目がありますが、この国務大臣の中から、大蔵省〔現在は財務省〕、文部省〔現在は文部科学省〕、厚生省〔現在は厚生労働省〕、商工省〔現在は経済産業省〕などの国の役所の長になって、その役所の仕事を分けてうけもつ人がまします。これを「各省大臣」といいます。つまり国務大臣の中には、この各省大臣になる人と、ただ国の仕事ぜんたいをみてゆく国務大臣とがあるわけです。内閣総理大臣が政党からでる以上、国務大臣もじぶんと同じ政党の人からとることが、国の仕事をやつてゆく上へべんりでありますから、国務大臣の大部分が、同じ政党からでることになります。

また、1つの政党だけでは、国会に自分の意見をとおすことができないと思つたときは、意見のちがうほかの政党と組んで内閣〔連立内閣〕をつくりまします。このときは、それらの政党から、みな国務大臣がでて、いっしょに、国の仕事をすることになります。また政党の人でなくとも、国の仕事に明かるい人を、国務大臣に入れることもあります。しかし、民主主義のやりかたでは、けっきよく政党が内閣をつくることになり、政党から内閣総理大臣と国務大臣のおおぜいがでることになるので、これを「政党内閣」といふのです。

内閣は、国の行政をうけもち、また、天皇陛下が国の仕事をなさるときには、これに意見を申しあげ、また、御同意を申します〔天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要〕。そうしてじぶんのやつたことについて、国民を代表する国会にたいして、責任を負うのです。

これは、^{ないかく そうり だいじん}内閣総理大臣も、^{こく む だいじん}ほかの^{こく む だいじん}国務大臣も、
^{せきにん お}みないっしょになって、^{せきにん お}責任を負うのです。ひと
^{せきにん お}りひとりべつべつに^{せきにん お}責任を負うのではありません。これを「^{れんたい せきにん お}連帯して責任を負う」といいます。

また^{こつかい}国会のほうでも、^{ないかく おも}内閣がわるいと思えば、
^{ないかく しんよう}いつでも「もう^{ないかく しんよう}内閣を信用しない」ときめるこ
^{しゅうぎいん}とができます。ただこれは、^{しゅうぎいん}衆議院だけができ
^{さんぎいん}ることで、^{こくみん}参議院はできません。なぜならば、^{こくみん}国民
^{ときどき いけん}のその時々^{しゅうぎいん}の意見がうつつているのは、^{しゅうぎいん}衆議院
^{せんきよ なお}であり、また、^{せんきよ なお}選挙のやり直しをして、^{ないかく}内閣が、
^{こくみん}国民に、どっちがよいかをきめてもらうことが
^{しゅうぎいん}できるのは、^{しゅうぎいん}衆議院だけだからです。衆議院
^{ないかく}が^{ないかく しんよう}内閣にたいして、「もう^{ないかく しんよう}内閣を信用しない」と
^{ふしんにけつぎ}きめることを、「^{ふしんにけつぎ}不信任決議」といいます。この
^{ふしんにけつぎ}不信任決議がきまったときは、^{ないかく てんのうへい か}内閣は天皇陛下
^{もう}に申しあげ、^{と おかない しゅうぎいん かいさん}10日以内に^{しゅうぎいん}衆議院を解散
^{せんきよ なお}していただき、^{せんきよ なお}選挙のやり直しをして、^{こくみん}国民にう
^{ないかく しんよう}ったえてきめてもらうか、または^{ないかく しんよう}辞職するかどうかになります。また「^{ないかく しんよう}内閣を信用する」
^{しんにけつぎ}ということ（これを「^{しんにけつぎ}信任決議」といいます）が、^{しゅうぎいん はんたい}衆議院で^{しゅうぎいん はんたい}反対されて、だめになったと
^{おな}きも同じことです。



このようにこんどの^{けんぽう}憲法では、^{ないかく こつかい}内閣は^{こつかい}国会とむすびついて、^{こつかい ちやくせつ ちから}国会の^{こつかい}直接の力^{うご}で動かされ
^{こつかい}ることになっており、^{こつかい せいとう せいりよく へんか}国会の^{こつかい}政党の勢力^{へんか}の変化で、^{こつかい}かわってゆくのです。つまり^{ないかく}内閣は、
^{こつかい}国会の^{しはい}支配の下^{した}にあることになりますから、これを「^{ぎいんないかくせいど}議院内閣制度」とよんでいます。^{みん}民
^{しゅしゆぎ}主義と、^{せいとうないかく}政党内閣と、^{ぎいんないかく}議院内閣とは、^{かんけい}ふかい関係があるのです。

【行政を行う内閣】

* ^{ぎようせい}行政：^{くに}国の^{せいじ}政治^{おこな}を行うこと。

* ^{ないかく}内閣：^{ぎようせい}行政の^{ちやうてん}頂点^たに立って、^{ぎようせい}行政の^{ぜんたい}仕事^{せきにん}を全体として責任^きをもってまとめていく機
^{かん}関。^{ないかく そうり だいじん}内閣総理大臣^たと^{こく む だいじん}その他の^{そしき}国務大臣^{そしき}で組織される。

* ^{こく む だいじん}国務大臣：^{かくしやうちやう}各省^{せきにんしや}庁^{こく む だいじん}の責任者。^{こく む だいじん}国務大臣^{にんずう}の人数は^{しやうちやう}省^{とうはいごう}庁^{けつ か}の^{にん い ない}統廃合の結果、^{とうはいごう}17人以内
^{とうはいごう}（統廃合前は20人）になった。^{こく む だいじん}国務大臣^{ぶんみん}は^{こく む だいじん}文民^かであり、^{こく む だいじん}国務大臣^{こつかい ぎいん}の過半数は^{こつかい ぎいん}国会議員

でなければならない。

* ^{くに}国の^{おも}主な^{ぎようせい}行政機関

^{ないかく ふ}内閣府 → ^{こつ か}国家^{こうあん}公安委員会、^{ぼうえいしやう}防衛省…^{じえいたい}自衛隊を指揮、^{しき}総務省、^{そう む しやう}法務省 → ^{ほう む しやう}検察庁、^{けんさつちやう}外務省
^{がいこうかんけい}（外交関係の処理）、^{しより}財務省、^{ざい む しやう}農林水産省 → ^{のうりんすいさんしやう}食糧庁、^{しよくりやうちやう}水産庁など、^{すいさんちやう}経済産業省、
^{かんきやうしやう}環境省、^{こうせいろうどうしやう}厚生労働省、^{もんぶ}文部科学省 → ^{か がく しやう}スポーツ庁、^{ちやう}国土交通省

こうむいん ぎようせい たんとう しょくいん ぜんたい ほうししや こくみんせいかつ しごと
 *公務員：行政を担当する職員。「全体の奉仕者」→国民生活のための仕事をする。
 こつかこうむいん くに こうむいん ちほうこうむいん ちほうこうきようだんたい こうむいん
 国家公務員（国の公務員）、地方公務員（地方公共団体の公務員）

ぎいんないかくせい
【議院内閣制】

*議院内閣制：内閣は国会の信任に基づいて成立し、国会に対して責任を負うしくみ。

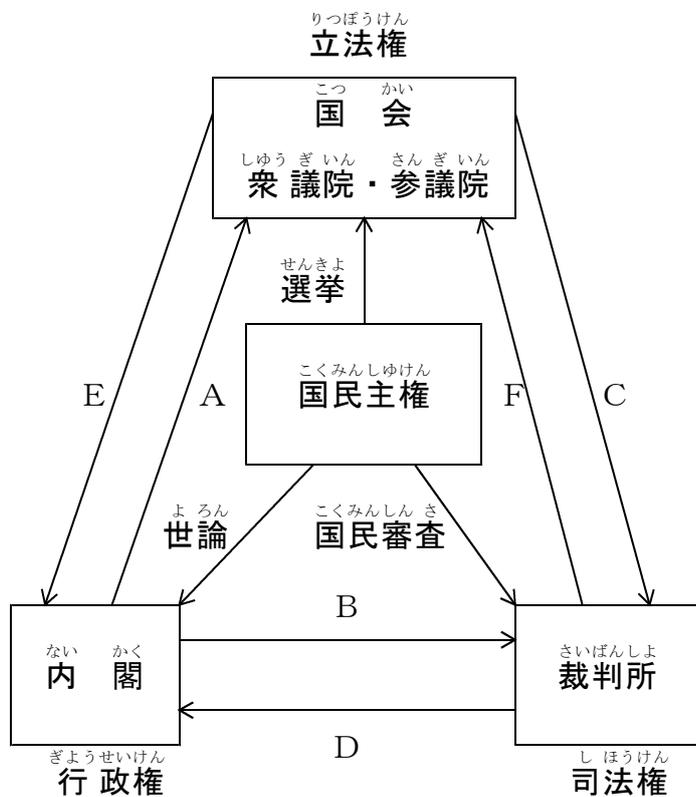
ないかく ふ しんにんけつぎけん
***内閣不信任決議権**

しゅうぎいん ないかく せきにん じゅうぶん は おこな けつぎ しゅうぎいん
 衆議院が、内閣がその責任を十分に果たしていないとして行う決議（衆議院だけが
 もっている権限）。可決された場合には、内閣は総辞職をするか、10日以内に衆議院
 を解散しなければならない。衆議院が解散された場合、衆議院の総選挙を行って、国民
 の意思を問うことになる。国民を代表する衆議院に内閣を信任するかどうかの決定権を
 与え、国民のための行政を保つためのもの。

さんけん よくせい きんこう
【三権の抑制と均衡】

さんけんぶんりつ こつかい ないかく さいばんしよ
***三権分立（国会・内閣・裁判所）**

くに けんりよく りつぼう ぎようせい しほう さんけん わ こつかい ないかく さいばんしよ どりつ
 国の権力を立法・行政・司法の三権に分け、それぞれ国会・内閣・裁判所という独立
 した機関が担当し、三権がお互いに抑制し合い、均衡を保つことによって、権力の行き過
 ぎを防いでバランスのとれた政治を行おうという考え（国の権力が1つの機関に集中
 するときわめて強大になり、国民の自由をおびやかすことになるので、それを防ごうと
 いう考えに基づく）。



こぐん
【語群】

- A：衆議院の解散
国会召集の決定
- B：最高裁判所長官の指名
裁判官の任命
- C：裁判官の弾劾裁判
- D：行政処分の違憲・違法審査
- E：内閣総理大臣の指名
内閣不信任の決議
- F：違憲立法の審査

こつけん さいこうきかん こつかい
 *国権の最高機関…国会
 •国民が代表を直接選挙で選出する。
 •ほかの機関は、国会が国民を代表して間接的に決める（内閣は国会、裁判所は内閣）

十一 司法

「**司法**」とは、争いごとをさばいたり、罪があるかないかをきめることです。「**裁判**」というのと同じはたらきをさすのです。だれでも、じぶんの生命、自由、財産などを守るために、公平な裁判をしてもらうことができます〔**裁判を受ける権利**〕。この**司法**という国の仕事は、国民にとってはたいへん大事なことで、何よりもまず、公平にさばいたり、きめたりすることがたいせつであります。そこで国には、「**裁判所**」というものがあって、この**司法**という仕事をうけもっているのです。

裁判所は、その仕事をやってゆくについて、ただ**憲法**と**国会**のつくった**法律**とにしたがって、公平に**裁判**をしてゆくものであることを、**憲法**できめております。ほかからは、いっさい口出しをすることはできないのです。また、**裁判**をする役目をもっている人、すなわち「**裁判官**」は、みだりに役目を取りあげられないことになっているのです。これを「**司法権の独立**」といいます。また、**裁判**を公平にさせるために、**裁判**は、だれでも見たりきいたりすることができるのです〔**公開裁判**〕。これは、**国会**と同じように、**裁判所**の仕事が**国民**の目の前で行われるということです。これも**憲法**ではっきりときめてあります。

こんどの**憲法**で、ひじょうにかわったことを、1つ申しておきます。それは、**裁判所**は、**国会**でつくった**法律**が、**憲法**に合っているかどうかをしらべることができるようになったことです。もし**法律**が、**憲法**にきめてあることにちがっていると考えたときは、その**法律**にしたがわないことができるのです〔**違憲立法審査権**〕。だから**裁判所**は、たいへんおもい役目をするようになりました。

みなさん、私たち**国民**は、**国会**を、じぶんの代わりをするものと思って、しんらいするとともに、**裁判所**を、じぶんたちの**権利**や**自由**を守ってくれるみかたと思って、そんけいしなければなりません。

【法を守る裁判所】

* **裁判所の種類**：最高裁判所

下級裁判所（高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所）

* **三審制**：裁判の判決に不服があれば、原則として1つの事件について3つの段階まで裁判を求めることができるしくみ。上告、控訴。

* **民事裁判**：私人の間の争いについての裁判（個人と個人、個人と会社、会社と会社など）、原告（訴えた人）、被告（訴えられた人）、訴訟代理人

* **行政訴訟（行政裁判）**：行政機関を相手に国民が訴える訴訟（裁判）。

民事裁判の一種。

* **刑事裁判**：犯罪行為について、有罪・無罪を決定する裁判。

被疑者（罪を犯した疑いのある者）、被告人、検察官、弁護人

十二 財政

みなさんの家に、それぞれくらしの立てかたがあるように、国にもくらしの立てかたがあります。これが国の「財政」です。国を治めてゆくのに、どれほど費用がかかるか、その費用をどうしてととのえるか、ととのえた費用をどういうふうにつかってゆくかというようなことは、みな国の財政です。国の費用は、国民が出さなければなりません〔納税の義務〕し、また、国の財政がうまくゆくかゆかないかは、たいへん大事なことから、国民は、はっきりこれを知り、またよく監督してゆかなければなりません。

そこで憲法では、国会が、国民に代わって、この監督の役目をするにしています。この監督の方法はいろいろありますが、そのおもなものをいいますと、内閣は、毎年いくらお金がはいて、それをどういうふうにつかうかという見つもりを、国会に出して、きめてもらわなければなりません。それを「予算」といいます。また、つかった費用は、あとで計算して、また国会に出して、しらべてもらわなければなりません。これを「決算」といいます。国民から税金をとるには、国会に出して、きめてもらわなければなりません。内閣は、国会と国民にたいして、少なくとも毎年1回、国の財政が、どうなっているかを、知らさなければなりません。このような方法で、国の財政が、国民と国会とで監督されてゆくのです。

また「会計検査院」という役所があつて、国の決算を検査しています。

十三 地方自治

戦争中は、なんでも「国のため」といつて、国民のひとりひとりのことが、かるく考えられていました。しかし、国は国民のあつまりで、国民のひとりひとりがよくならなければ、国はよくなりません。それと同じように、日本の国は、たくさんの地方に分かれています。その地方が、それぞれさかえてゆかなければ、国はさかえてゆきません。そのためには、地方が、それぞれじぶんでじぶんのことを治めてゆくのが、いちばんよいのです。なぜならば、地方には、その地方のいろいろな事情があり、その地方に住んでいる人（住民）が、いちばんよくこれを知っているからです。じぶんでじぶんのことを自由にやってゆくことを「自治」といいます。それで国の地方ごとに、自治でやらせてゆくことを、「地方自治」というのです。

こんどの憲法では、この地方自治ということをおもくみて、これをはっきりきめています。地方ごとに1つの団体になって、じぶんでじぶんの仕事をやつてゆくのです。東京都、北海道、府県、市町村など、みなこの団体です。これを「地方公共団体」といいます。

もし国の仕事のやりかたが、民主主義なら、地方公共団体の仕事のやりかたも、民主主義

でなければなりません。地方公共団体は、国のひながたといいてもよいでしょう。国に国会があるように、地方公共団体にも、その地方に住む人を代表する「議会」がなければなりません。また、地方公共団体の仕事をする知事や、その他のおもな役目の人も、地方公共団体の議会の議員も、みなその地方に住む人〔住民〕が、じぶんで選挙することになりました。

このように地方自治が、はっきり憲法でみとめられましたので、ある1つの地方公共団体だけのことをきめた法律〔特別法〕を、国の国会でつくるには、その地方に住む人〔住民〕の意見をきくために、投票をして、その投票の半分以上の賛成がなければできないことになりました。

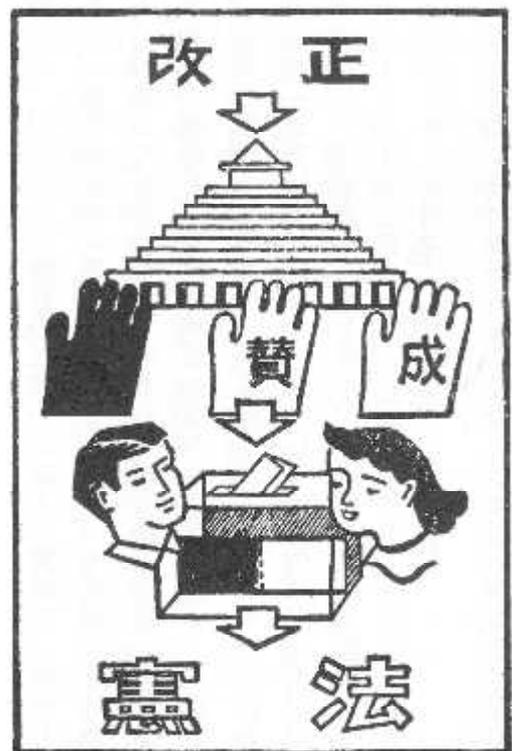
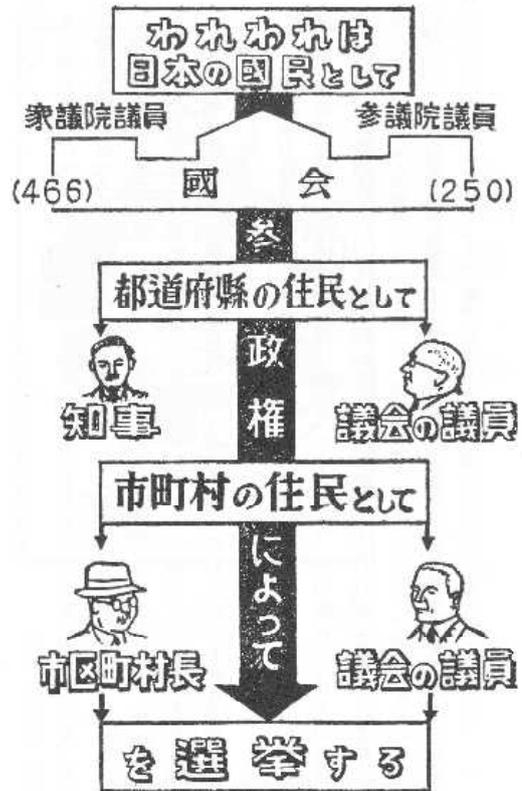
みなさん、国を愛し国につくすように、じぶんの住んでいる地方を愛し、じぶんの地方のためにつくしましょう。地方のさかえは、国のさかえと思ってください。

十四 改正

「改正」とは、憲法をかえることです。憲法は、まえにも申しましたように、国の規則の中でいちばん大事なものですから、これをかえる手つづきは、げんじゅうにしておかなければなりません。

そこでこんどの憲法では、憲法を改正するときは、国会だけできめずに、国民が、賛成か反対かを投票してきめることにしました。

まず、国会の1つの議院で、ぜんたいの議員の3分の2以上の賛成で、憲法をかえることにきめます。これを、憲法改正の「発議」（各議院の総議員の3分の2以上の賛成）というのです。それからこれを国民に示して、賛成か反対かを投票してもらいます〔国民投票〕。そうしてぜんぶの投票の半分以上が賛成したとき、はじめて憲法の改正を、国民が承知したことになります。これを国民の「承認」といいます。国民の承認した改正は、天皇陛下が



国民の名で、これを国に発表されます。これを改正の「公布」といいます。あたらしい憲法は、国民がつくったもので、国民のものでありますから、これをかえたときも、国民の名義で発表するのです。

十五 最高法規

このおはなしのいちばんはじめに申しましたように、「最高法規」とは、国でいちばん高い位にある規則で、つまり憲法のことです。この最高法規としての憲法には、国の仕事のやりかたをきめた規則と、国民の基本的な人権をきめた規則と、2つあることもおはなししました。この中で、国民の基本的な人権は、これまでかえりかえられていたもので、憲法第97条は、おごそかなことばで、この基本的な人権は、人間がながいあいだ力をつくしてきたものであり、これまでいろいろのことにであってきかえられたものであるから、これからもけつして侵すことのできない永久の権利であると記しております。

憲法は、国の最高法規ですから、この憲法できめられてあることにあわなないものは、法律でも、命令でも、なんでも、いっさい規則としての力がありません。これも憲法がはっきりきめています。

このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりますし、国務大臣も、国会の議員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務があるのです。また、日本の国がほかの国ととりきめた約束（これを「条約」といいます）も、国と国とが交際してゆくについてできた規則（これを「国際法規」といいます）も、日本の国は、まごころから守ってゆくということを、憲法できめました。

みなさん、あたらしい憲法は、日本国民がつくった、日本国民の憲法です。これからさき、この憲法を守って、日本の国がさかえるようにしてゆくではありませんか。

おわり

*原文（旧仮名遣い）をもとに、ふりがな入りの現代仮名遣いに書き直している。ゴシック体部分や____部分は、重要用語として強調するために加筆した部分である。

* [] 内は、補足説明や現在の内容等を加筆した部分である。逆に、====は現代としては不適切と思われる部分である。また、【 】以下は、本文を補足するための解説である。

* 2020（令和2年）年5月1日加筆・訂正。